

令和 2 年度予算編成方針 (2020 年度)

1 本町の財政状況

日本経済は、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移し、緩やかな回復が続いている一方で、中国経済の減速や情報関連財需要が落ち着いた影響により、輸出や生産の一部に弱さがみられるなど、海外経済の不確実性が懸念され、景気の先行きは不透明な状況です。地方財政においては、少子高齢化に対応した人づくり革命や、防災・減災対策をはじめとした暮らしの安全・安心の確保のほか、新たな「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、地域の自主性・主体性を発揮しながら「地方創生」を推し進めていく必要がありますが、令和 2 年度においても巨額の財源不足が生じる見込みであり、安定的な税財政基盤の確保が大きな課題となっています。

本町の令和元年度の財政状況は、景気回復の影響により個人町民税が好調に推移しているほか、環境性能割の導入などにより軽自動車税が増収見込みであるものの、国税の法人税率引下げの影響などにより法人町民税が減収見込みとなり、町税全体では平成 30 年度決算額を下回る見込みとなっています。

財政調整基金については、後年度の健全な財政運営に資するよう積み立てを重ね、残高が回復してきましたが、公共施設整備基金については、今後、莫大な経費が想定される各種公共施設の統廃合や大規模改修などの財源として、引き続き、積極的な積み立てを行う必要があります。

令和 2 年度の財政見通しは、歳入面では、消費税率引上げにより地方消費税交付金の増額が見込まれるものの、東京オリンピック・パラリンピック終了後の社会経済情勢が不透明な中であって、地方法人課税の偏在是正措置に伴う法人税割の税率引下げの影響により、法人町民税は大幅な減収が見込まれ、町税収入は今年度当初予算額を下回ることが予想されます。

一方、歳出面では、幼児教育・保育の無償化をはじめとした扶助費の増加傾向が続く中、健康、福祉、防災など町民生活に直結する優先施策のほか、親子方式による温かい中学校給食の導入に向けた小学校給食室の改修工事等を実

施する必要もあり、他の投資的経費や維持補修費へ十分な予算配分ができない状況となっています。さらに、臨時職員の会計年度任用職員制度への切り替えに伴う人件費の増加や、消費税率引上げの通年化に伴う経費の増加が見込まれることから、財政の硬直化が進まないよう留意する必要があります。

このように、令和2年度は、引き続き厳しい見通しとなっており、予算編成に当たっては、健全財政を維持しつつ必要な施策をより一層戦略的に展開するため、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした効率的・重点的な財源配分を行わなければなりません。

2 予算編成上の基本方針

令和2年度は、「第5次愛川町総合計画・後期基本計画」の4年目の年であるとともに、新たな「愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度であります。各分野において今までの取組みを踏まえたレベルの高い事業展開を図るためには、平成から令和に引き継がれた課題の分析や検証を的確に行い、既存事業をブラッシュアップした上で、緊急性や必要性等を勘案し、限られた財源を優先度の高い事業へ重点的に配分する必要があります。

そこで、令和2年度の予算編成に当たっては、自主財源をはじめ国県支出金等の依存財源を含めてあらゆる財源を最大限に確保するとともに、将来にわたって魅力と活力あふれるまちを維持していくため、相対的に優先度の低い既存事業のスクラップを徹底し、多様で豊かな地域資源を活かした独自性・創造性のある新規事業を立案・検討するものとします。

なお、主要事業の具体化に当たっては、国や県の施策のほか、総合計画実施計画をはじめとした町の主要計画との整合を基本とし、特に次の事項を重点取組み課題としますので、各課題に即した施策・事業を十分検討の上、予算編成に臨まれるようお願いいたします。

(1) 重点取組み課題

出逢いから子育てまでに至るライフステージに応じた支援の充実

- 子育て世代への支援
- 安心して子どもを産み育てることができる環境の充実
- 児童・生徒の教育環境の向上

だれもがいつまでも健康で活躍できるまちづくり

- 地域コミュニティとともに育む健康づくり
- 未病対策の推進と健康寿命の延伸に向けた取組み
- 高齢者がいつまでも地域で暮らせる環境整備
- これからの担う人材の確保

魅力を高め、安全・安心に住み続けられるまちづくり

- 地域資源の発掘と魅力を活かした観光・産業・文化振興
- 既存ストックを活用した持続可能なまちづくり
- 安全で安心な暮らしを守るまちづくりの強化
- 将来を見据えた公共ストックの適正配置と長寿命化の推進

(2) 既存事業のスクラップの徹底

重点取組み課題に掲げる施策の財源を確保するため、また、働き方改革を推進し、限られた人材で着実かつ迅速に業務を執行するため、既存事業については、社会経済情勢や町民ニーズの変化等を的確に捉え、行政関与の必要性が高い事業であるか、実績、有効性、公平性、代替可能性など多角的な視点から厳しく検証すること。その結果、既に目的が達成されたものや効果が重複しているもの、または時代のニーズに即さないものは、利害関係者への影響を考慮した上で、休止や廃止、統合などのスクラップを行うこと。

(3) 事業の計画的な執行と横断的な調整

各事業については、適時性、費用対効果、全体計画、執行体制、スケジュール等を精査し、綿密な執行計画を策定した上で計上すること。また、他の部課に関連する事業の具体化に当たっては、事前に関係課と十分な調整を行い、重複投資や必要経費の計上漏れが生じないように留意すること。

新たな事業や拡充する事業にあつては、緊急性や住民生活への影響度、後年度の財政負担を十分考慮して、中長期的視点を持った上で経費の平準化を図るとともに、時限の設定について検討すること。

(4) 事業水準の見直しの徹底

ア 扶助費については、今後も増加が見込まれることから、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、近隣自治体の水準と比較し、本町の地域性や実情に鑑みて高いサービス水準を維持すべき場合を除き、同水準となるよう見直すこと。

イ 関係団体等への運営費、奨励的な補助金及び交付金については、時代・状況の変化を踏まえた必要性の十分な精査と検証を行い、団体等の自立的、自主的運営の促進を求めるとともに、団体等の運営実態に応じて減額や終期を設定するなどの見直しを行うこと。

ウ 「令和元年度事務事業評価及び特定分野評価」の対象となった事業については、評価結果に基づく町の最終方針に従い、制度の改正等所要の手続きを進め、令和2年度から見直す事業については、当初予算に的確に反映させること。

(5) 自主財源の確保

自主財源は、行政運営の源泉であるという意識を持ち、税や保険料等の収納率向上や収入未済額縮減に最大限努力するとともに、使用料・手数料、参加者負担金等は、消費増税の適切な転嫁や受益者負担の原則、公平性を踏まえて見直しを行うとともに、施設等の利用率の向上にも努めること。

(6) 国・県補助金等の確保

国・県補助事業については、単年度の有利性のみにとらわれることなく、全体計画など後年度の財政負担等を十分検討した上で、積極的な確保を図ること。

なお、国・県予算の都合により、補助金が減額して交付されるケースが多いことから、国・県の動向に細心の注意を払い、情報収集を尽くし、補助制度の変更等に的確に対応すること。

また、他自治体や民間等の補助制度の活用事例を参考にし、各種の助成制度（【例】スポーツ振興くじ助成）の活用を図るなど、新たな財源創出に積極的に取り組むこと。

(7) 予算の見積り

令和2年度の当初予算は「通年予算」で編成するので、見積りに当たっては年間見通しに基づき予定されるすべての収入、支出について計上し、年度途中における予算の補正に依存することのないよう留意すること。

また、工事関係経費については、過大見積りとならないよう工法・材料の精査などコスト削減に努めるほか、計画的かつ円滑な事業執行が図られるよう複数年度に分割し進捗調整を行うなど、可能な限り事業費や発注時期の平準化を図ること。

(8) 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計の見積りについては、前記事項に準じて行い、保険税や使用料等の収納率の向上をはじめ、財源確保に最大限の努力を払うとともに、とりわけ、令和2年度から地方公営企業法の適用を受ける公共下水道事業にあっては、独立採算の原則に則り、一般会計との負担区分を明確にし、中長期的な視点に立った計画的・効率的・機動的な事業執行及び健全経営に努めること。

(9) その他

予算措置に伴い、条例、規則、要綱等を制定・改廃する必要があるものは、関係課と十分協議の上、早期に理事者の方針決定を求めるとともに、住民への周知方法やスケジュールについても遺漏のないよう検討しておくこと。なお、予算編成に当たっての細部事項については、別に示す「令和2年度予算編成要領」によるものとする。